『すすめる会』発足1周年記念学習会
（2001年1月30日，宮崎市中央公民館大研修室）

今，どうなっているの？
『シーガイア基金』裁判

学習会の次第：

19:00～20:00　開会の挨拶
　　活動報告・会計報告
　　弁護団からの報告
20:00～21:00　参加者による意見交換
　　閉会の挨拶

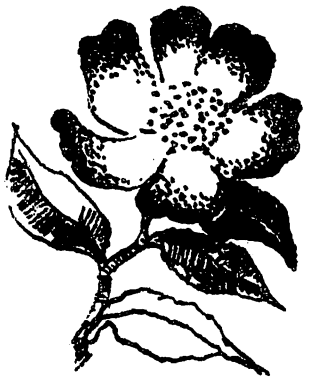

「シーガイア支援基金」住民訴訟
第3回口頭弁論にご出席下さい！

第3回口頭弁論が，下記のように開かれます．
多数の方のご参加をお願いします！

日時：2001年2月19日（月）
　　10時～約11時

場所：宮崎裁判所

裁判終了後に，宮崎県弁護士会館で
ミニ報告会を開きます．

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

すすめる会の結成から1年間の活動の経過

(2000年１月～2001年１月)

月　日	すすめる会，住民監査監査請求，住民訴訟などの動き
2000年	
1月27日	「すすめる会」の結成総会
2月18日	宮崎県監査事務局に第1次住民監査請求の提出（受理者1,961名）
3月14日	第1次住民監査請求の意見陳述（意見陳述人8名）
4月14日	第1次住民監査請求の監査結果の通知
5月12日	宮崎地方裁判所に第1次第1回住民訴訟の提訴 (受理者600名，受付番号：平成12年(行ウ)第二号)
5月12日	宮崎地方裁判所に第1次第2回住民訴訟の提訴（訴訟参加） (受理者9名，受付番号：平成12年(行ウ)第三号)
5月19日	宮崎県監査事務局に第2次住民監査請求の提出（受理者1,420名）
6月14日	第2次住民監査請求の意見陳述（意見陳述人6名）
7月14日	第2次住民監査請求の監査結果の通知
8月10日	宮崎地方裁判所に第2次第1回住民訴訟の提訴（訴訟参加） (受理者119名，受付番号：平成12年(行ウ)第五号)
8月11日	宮崎地方裁判所に第2次第2回住民訴訟の提訴（訴訟参加） (受理者45名，受付番号：平成12年(行ウ)第六号)
	その後に原告４名の辞退があり，住民訴訟原告団としては 最終的に769名となった．
9月04日	住民訴訟第1回口頭弁論，終了後に第1回ミニ報告会
10月26日	学習会“シーガイアは，今，どうなっているの？”
11月13日	住民訴訟第2回口頭弁論，終了後に第2回ミニ報告会
2001年	
1月30日	すすめる会発足1周年記念学習会
2月19日	住民訴訟第３回口頭弁論（予定）

すすめる会の会計報告（2000年1月27日～2001年1月20日）

収　入		支　出	
会費・募金	1,357,626円	通信費	460,033円
雑収入(資料集販売)	41,200円	消耗品費	214,274円
		弁護団活動費	100,000円
		事務局費	138,201円
		資料代	40,000円
		設備費(電話機)	25,489円
収入合計	1,398,826円	支出合計	977,997円
		残高(預金を含む)	420,829円

平成12年（行ウ）第2号、第3号、第5号、第6号
住民訴訟による損害賠償請求事件

第2準備書面の草案

目　次

第１　はじめに（本書面の位置づけ）
第２　県のこれまでの観光政策の失政（設立当初から明らかであった「シーガイアの構造的赤字体質」について）
第３　「本件補助金支出の背景」と称する被告の主張の問題点
第４　「本件補助金支出の公益性」について
　１　補助金支出の必要性、合目的性、公正性、公平性、有効性
　２　財政運営上の支障の有無
第５　「シーガイア支援の公益性」について
　１　シーガイア支援の必要性及び合目的性
　２　「シーガイア支援の有効性」について（被告ら準備書面57乃至64）
第６　（財）宮崎ビューローについて
第７　第三セクターに関する指針との整合性について
第８　終わりに

［第１，第２の部分のみを以下に示します.］

第１　はじめに（本書面の位置づけ）

原告らとしては、本件公金支出に公益性がないことは明らかであると考えており、その根拠は訴状で詳細に主張したところである。

被告らは、平成12年11月2日付被告ら準備書面（24頁）において、本件支出がなければシーガイアの自力による再建は不可能であり、仮にシーガイアが廃業していた場合、数千人の雇用喪失や他の観光産業への打撃、さらには外相サミット開催が不可能になるなどの甚大な影響があったと推測され、結果的にこれが回避できたとして、その「公益性」を主張する。しかし、後に詳述するとおり、原告らとしては一私企業の廃業防止というその理由そのものに問題があると考えており、またそもそも果たしてそのような効果があったのかも疑問と考えている。その意味で、被告らの主張する本件支出の「目的」「効果」何れについてもさらに反論を加える予定であるが、現時点で被告らから提出された証拠のみではその検討が十分可能とは言えない。そこで、平成12年11月10日付証拠提出に関する意見書で示した観点でさらに必要な書類の提出を求め、ほぼ出揃った時点で、さらに詳細な主張書面、並びに文献、意見書等の証拠を提出したいと考えている。

従って、本書面は、主として平成12年11月2日付被告ら準備書面に対する概括的な反論を行うにとどめるが、基本的な争点がより明確になるものと考えている。

以下、冒頭に総論的な反論した上で、被告ら準備書面の目次に沿って、個別の反論を加える。

第２　県のこれまでの観光政策の失政（設立当初から明らかであった「シーガイアの構造的赤字体質」について）

１　被告は、答弁書（23～24ページ）において、「長引く景気の低迷や全国的な金融情勢の変化等により、平成11年９月、訴外第一勧業銀行から新たな融資を受けることが困難となったリゾート社は廃業を含めて事業あり方を根本から検討しなければならない状況に陥っていた。」

と述べ、シーガイアの経営危機に陥った原因があたかも長引く不況や主力銀行からの融資の停止にあるかのように描いている。

しかし、シーガイアが今日、金1000億円を超える累積赤字を抱え、日常の運営資金にまで窮

する状態に陥って破綻に瀕しているのは、長引く不況の影響でも、主力銀行の支援のあり方の問題でもなく、はたまた個々の経営者の経営のやり方が間違っているとか努力が足りないというようななまやさしい問題ではないのである。

2　今日のシーガイアの経営破綻をもたらしているものは、そもそもリゾート社の企業内容自体が当初から経営体として経済法則を無視して経済的に成立ち得ないものを漫然と設立し、それを何の疑問もないかのように運営してきたことに対する厳しい現実の結果にすぎないのである。このようなシーガイアの経営破綻が、それが経営的に継続できなくなって破綻するまでに何年までもつのかという意味での時間の問題であることは、その設立と経営に関する数字を少しでもまともに検討すれば誰でも当初から分かり得ていたことである。

3　シーガイアが経営的に成立ち得るのかという観点からの第一の根本的疑問は、自己資産としては僅か金1億5000万円の出資金（資本）のみしかないのに、金2000億円もの莫大な借金をして施設を建設したということである。

これは殆ど自己資金なしの借金のみで事業を始めるに等しい。しかも、宮崎県という経済規模も小さく、県民としても決して豊でない経営環境（ちなみに、県民所得は全国44位である。）の中で、当初から金2000億円という途方もない借金を背負ってのスタートである。

このような無謀としか言いようのない借金による施設設立については、経営の専門家や経済学者からも経営常識からするとおよそ当初から成立ち得ない事業ではないかとの強い疑問が呈されていた。

仮に、これを約25年間で返済するとみても、概算にして元利含めて計金4000億円、年間にして金160億円もの巨額の返済が求められることになる。

被告や設立者はどのような根拠で負債返済に必要な毎年金160億円近くの純利益を上げられると考えていたのか。

4　シーガイア当事者は、「開業初年度の入り込みは250万人で、売上げは250億円」、「第2期工事が完成すれば、年間入場者数550万人、売上高750億円で、97年度には償却前利益で単年度黒字、2000年度には当期利益で黒字」という事業計画を公言していた。

550万人というのは、宮崎県を年間に訪れる観光客の総数に匹敵するが、このような人数の大半が毎年安定的にシーガイアを訪れることになろうという見通しは余りにも虫のいい話である。

年間550万人という数字は1日に平均約1万5000人がシーガイアを訪れることになるが、オーシャンドームの収容能力を1万人とみてもこの1万5000人という数字はシーガイア全体の収容能力を超えるか、ほぼ満杯の状態ということになる。このような状態が1年間毎日のように続くと考えること自体、通常の経営感覚からすればおよそ考えられないことである。

第一、シーガイアの実体は高級ゴルフ場、高級ホテル、会議場、巨大屋内プールであり、巨大屋内プールを除けばとりたてて独自の観光施設としての対象にもならないものである。

しかも、巨大プールも屋内プールという意味ではどこにでもあり（特に夏季は自然の海浜がいくらでもある）、多くの国民を常に惹きつける魅力としては乏しいものである。尤も、この点は内部の施設の充実の程度等、その内容にもよるであろうが、少なくともオーシャンドームが十分に予定の観光客を惹きつける内容のものとなっていないことは毎年減少の一途を辿っているというこの間の入場者数の経緯が如実に証明している。

5　更に、経営の成立ち上、問題となるのはシーガイアの立地である宮崎市が大都市圏や人口集中都市圏から遠く離れていることである。

宮崎県の人口（117万人）からすれば、シーガイアの予定する利用者数を実現するためには、都市圏からの観光客（利用者）を呼込むことが当然の前提となる。

しかし、いわゆる大都市圏を含む関東・関西方面の観光客がシーガイアを訪れるためには飛行機を利用せざるを得ず、交通費、宿泊料金、シーガイアでの利用料金等を入れると、1人あたり金8万円～10万円もかかる計算になる。このように、関東・関西方面からの観光客が家族4人で訪れようとすれば1回で金30万円～40万円かかることとなるが、アジア諸国やグァム・ハワイ等の海外も含めて他に比較的低価額で訪れることができる魅力ある観光地・リゾート地が数多くある中で何十万円も使ってわざわざオーシャンドームを訪れる客が年間550万人を越えるほ

ど大量にいるとは到底考えられないのである。

6　それでも、いわゆるバブル経済といわれた時代には500万人は無理であるとしても、まだ一定の来客の展望は可能だったかもしれない。しかし、シーガイア施設の計画が実行に移され、その建設がスタートしたのはまさにバブル経済が崩壊して経済不況が急速に進んでいた最中の1991年である。

リゾート法が成立し、いわゆるリゾート開発の機運が全国に沸き起こっていたバブル経済の最中の1988年以来、全国の都道府県は第三セクター方式あるいは企業誘致という形で各地で多くのリゾート開発計画を打出したが、バブル経済の崩壊で景気が低迷する中で大半の自治体や企業が経営的に成立つのが困難とみて、計画の中止や開発からの撤退を余儀なくされている。

しかるに、本件シーガイアについてはこのような状況下でもなお、全面開業時、550万人という宮崎の観光規模からすれば途方もない入場者数を見込んで計画の実施を強行したのである。それはまさに無謀という他ないものであった。

バブル経済の崩壊と先行きのわからない不況の不安の中で全国の自治体が次々と開発計画の中止・見直しを迫られる中で、被告は「シーガイアはバブルとは無縁の地元資本が中心」だから、他県のように計画の中止等は何ら考える必要はないとして、むしろ計画を推進することを自慢げに語り、吹聴して、シーガイア建設計画を見直すどころか、当初予定されていた規模（約金600億円であった。）を3倍以上にも拡大してシーガイア設立を強行していったのである。

7

（1）以上みてきたように、資金・その企業内容・立地・経済環境等どの面からみても、そもそもシーガイアが独立の経営体としては到底成立ち得ないものであったことはその設立前から火をみるよりも明らかであったが、このことはシーガイア開業（93年）から今日までの経営実体の数字を見るとそのことがより一層明瞭になってくる。

即ち、全面開業時の94年から手元に資料の存する98年までのシーガイアの利用人員、売上高（事業収入）、営業費用（経費）、営業利益（売上高から経費を差引いたもの）を整理すると別表のようになっている。

（2）この表から分かることは、①利用人員が目標の550万人に達しているどころかその半分近くか、半分以下であること、②利用人員、売上高ともに全面開業翌年の95年の年間利用者数285万2000人、年間売上金219億2200万円をピークに確実に減少の一途を辿っていること、③毎年の経営赤字が金120億～105億円に達しており、毎年百億円単位の巨額の赤字発生が定着していることが一目瞭然となっている。

（3）更に注目すべきは、1人あたりの売上高が金7100円～8300円であるのに対し、1人あたりの経費が金1万3500円～1万0300円もかかっており、常に経費が売上を上回る構造になっていることである。

従って、これではいくら利用人員が増大しても1人あたりの経費の方が高い故に、何の利益も生まない経営構造になっていることである。

だから、95年はこれまでに最高の利用人員と売上を上げたにも拘らず、経費も最高となって、逆に経営赤字額も最悪となるというパラドックスを生んでいるのである。

即ち、シーガイアは売上よりもそれに対するコストの方がはるかに高いため、営業を続ければ続ける程赤字が増えていくのであり、たとえ利用人員が増えたとしても赤字も増える経営構造を持っているのである。

（4）このようなシーガイアの経営からすると、金2000億円の元利金の返済どころか毎年の運転資金が金120億～100億円も不足し、これがそのまま累積赤字として増え続けてきたのはある意味では当然の結果である。

しかるに、シーガイアがこれまで倒産しなかったのは主力銀行（第一勧業銀行）等から資金を借金してきたためである（県も過去既に金60億円の無利子の融資を行っている。）。

シーガイアの決算によると、シーガイアの総負債は設立時の金2000億円から僅か6年後の平成12年3月段階で2680億円に膨らんでいるが、このような急激な負債の増大はシーガイアの破綻的経営構造をみる限り何の不思議もない、いわば当然の結果といわねばならい。

（以下，省略）

2001年2月　日

宮崎県知事　松形祐堯　様

シーガイア住民監査請求・
住民訴訟をすすめる会
代表　後藤　好成

シーガイア支援基金の未使用部分の県への返還請求についての申し入れ（原案）

宮崎県が経営危機にあるシーガイアに対して約60億円もの金額を補助することを決定してから1年が経過した。

シーガイアは2001年3月までに抜本的再建計画を建てるとして、その間の運営に不足する経費として58億円を申請、宮崎県もこれを認め、60億円を(財)宮崎コンベンションビューローに補助し基金を造成した。そしてシーガイアは2000年3月までの運転不足経費として25億円を申請、県もそれを妥当な額であると認め、2000年1月25日、(財)宮崎コンベンションビューローは基金のなかから同額をシーガイアに補助した。

その後シーガイアの発表によれば、補助された25億円で2001年3月までの運転は可能であるとのことである。このことは、当初の同社の計画がいかにずさん・過大であったかを証明している。と共に、これをそのまま承認した県の責任も問われるところである。

私たちは、シーガイアに対する60億円もの補助は、地方自治法の規定からして、違法・不当であると考えて、住民監査請求に引き続き住民訴訟を提起している。しかし，当初2001年3月までの通転経費として58億円必要であるとしていたものを、25億円しか必要でないとなった現在、残額33億円は直ちに宮崎県に返還するよう命じられることを要求するものである。

以上

宮日00年12月26日

フ社社長 3月末までに再建策

振興基金追加申請せず

大型リゾート「シーガイア」を運営する第三セクター・フェニックスリゾート（宮崎市）の木許英太郎社長は二十五日、現在策定中の外部資本導入を含む抜本的経営改善計画について「県主導の調整により順調に進展。三月末までに回答できる見込み」と述べた。国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金交付の追加申請については（今年一月交付の）二十五億円で来年三月末まで運営できるよう努力する」として、追加申請しない見通しを示した。

木許社長は「当初は資金繰りに五十八億円が必要と見込んだが、自助努力で、来年三月末まで運営できるよう頑張っている」と強調。抜本的経営改善計画は「（サミット）宮崎外相会合後に取り掛かり慎重を期している。外部資本導入にはさまざまな選択肢があるだろうが、調整は県主導でお願いしている。詳細を述べる段階にないが三月末までにきちんと回答できる見込み」と自信を見せた。

同社長はこの日、基金から交付された二十五億円のうち今年九月末現在の残額について、使用期間を来年三月末、延長する変更申請を基金を管理・運営する宮崎コンベンション・ビューロー（塩見一郎理事長）に提出した。

同社は今年八月、二十五億円のうち三月末までに十二億四千九百万円を執行、残る十二億五千百万円を九月末までの不足額に充当すると報告。同ビューロー理事会に認められていた。

毎日00年12月26日

フ社への補助金 25億円で運営可能

来年3月まで 追加は必要なし

シーガイアを経営する第三セクター「フェニックス・リゾート」（木許英太郎社長）が「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」から受け取る運転資金は、今年1月に受け取った25億円にとどまることが25日、明らかになった。フ社が同日、基金を管理する宮崎コンベンション・ビューロー（塩見一郎理事長）に対し、25億円のうちの未使用額について来年3月までの繰り越しを申請した。

フ社は当初、来年3月末までの運転資金として58億円の補助を受ける予定だった。しかし経費節減で収支が改善したとして、8月に当時の未使用額12億5100万円の9月末までの繰り越しを申請、認められていた。フ社の今年度上期損益動向によると、上期の資金の不足額は2億9000万円だった。

申請に訪れた木許社長は「さまざまな自助努力の結果、（補助額は）25億円で済むことになった」と説明。来年3月末までに策定する「抜本的経営改善計画」については「県の主導で（策定を）お願いしており、作業は順調に進んでいる」と述べた。【奥田　伸一】

シーガイア

県費返還訴訟に支援を

宮崎 住民ら街頭でよびかけ

経営が破たん状態の宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」救済に、県費六十億円を投入したのは違法であるとして、松形知事を相手取り、県費の返還を求めて住民訴訟をおこしている住民らが二十日、宮崎市で、訴訟支援を訴えました。

「『シーガイア基金』の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会」のメンバーらが、同訴訟支援を訴えるチラシを配布。またハンドマイクで、「シーガイアに公金が投入され、一年が経過しました。昨年九月にはその返還を求め、七百六十九人が住民訴訟をおこしました。今後本格的な論戦が始まります」と支援を訴えました。さらにシーガイアが「いま売りに出すことがとりざたされている。再建は望めない」と、公金投入の不当性を強調し、同施設の法律上にもとづいた破たん処理を求めました。

同会は、三十日午後七時から宮崎市中央公民館で「いまどうなっているの？『シーガイア基金裁判』」を企画。裁判傍聴と学習会へ参加を呼びかけています。問い合わせは☎0985（32）5590。

シーガイア投入公金返還住民訴訟の支援を訴える「すすめる会」の人たち＝20日、宮崎市